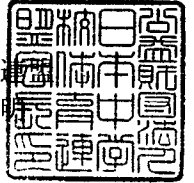




平29日中体第465号
平成30年3月29日

各都道府県中学校体育連盟 会長 殿
各 競 技 部 長 殿

(公財) 日本中学校体育連盟
会長 直田 益



「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応」再度のお知らせ（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び中学校における運動部活動の充実・発展に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。引き続きのご支援をお願いいたします。

さて、昨年11月29日付文書「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」（平29日中体第356号）にてお知らせをしました件につきまして再度のお知らせです。

文書第356号を発した時点では決定していませんでした全国中学校体育大会での部活動指導員の導入が決定しましたので、別紙にありました下線を消去いたしました。ご確認ください。

部活動の場から暴力・体罰・セクハラ等が一掃され、生徒たちの懸命に取り組む真剣な顔、弾けるような笑顔、仲間との励まし合いと談笑する姿が、全ての学校、全ての部活動で見られるようご指導をお願いいたします。平成25年5月に文部科学省から出されました「運動部活動での指導のガイダンス」等をご活用いただきたいと思います。

貴下の中学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び競技専門部等への周知方、よろしくをお願いいたします。

各都道府県中体連等からのご質問やご意見は今後もお受けし、Q&Aを充実させていきます。ご質問等がありましたら本連盟事務局までお知らせください。

本件についての問い合わせ先

(公財) 日本中学校体育連盟 専務理事 菊山 直幸
電話 03-3481-2425

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応（再送）

平成30年3月30日
(公財) 日本中学校体育連盟



運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題
なっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取
組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、(公財)日本体育協会、(公財)高等学校体育連盟等においては、
これらの行為に対して厳しく対処している。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学
校全体の雰囲気明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学
校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討
してきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本
連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びそ
の指導に関わる場面でのこととする。通常教育活動上における生徒指導場面とは区別するも
のである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

(公財)日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導
員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等(以下「指導者等」という)は、部活動の指導
中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者である
こと。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルール
を事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上
記と同様に考える。

●以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する

「(公財)日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、
監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中にお
ける暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けて
いない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。
なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟
に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になっ
た教職員は、本連盟における全ての役職を停止する

★後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロッ
ク中体連から選出することを基本とする

2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になっ
た指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者
等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての
大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わっ
たり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする

(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)

2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」
とする

6 本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。